

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この入札は令和 8 年度予算を審議する愛媛県議会において、当初予算の成立を条件として実施する。

令和 8 年 2 月 26 日

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県松山庁舎電話交換業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県松山庁舎電話交換業務 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山庁舎

(松山市北持田町 132 番地)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の

- 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本社・本店を有する者であること。
 - (3) 国及び地方公共団体と、電話交換を業務内容とする業務委託契約（請負契約）又は人材派遣契約の実績を数回以上有し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
 - (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
 - (5) 上記（1）から（4）の資格を有し、適切かつ確実に委託業務を遂行できることの確認を受けたものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合先
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係
所在地 〒 790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地
電話番号 (089) 909-8750 (直通：ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1) で掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。
なお、交付の場合は、令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時 15 分までの間とする。
- (3) 入札及び開札の日時、場所
令和 8 年 3 月 24 日（火）13 時 30 分
愛媛県松山庁舎 6 階第 2 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 保証金
 - ア 入札保証金については、愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。
 - イ 契約保証金については、愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年3月10日（火）午後5時15分までに2の(3)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、中予地方局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると中予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているので、それを下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者とししない。

ついては、次の事項に留意すること。

① 最低制限価格が設定されていること。

② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。